取 締役 の労働者に対する損害賠償

取締役の対第三者責任規定の適用範囲

南

序論

健悟 小樽商科大学商学部企業法学科准教授

ば、違法解雇の場合、セクハラ・パワハラ・職 損害が生じた場合等には、労働者は使用者に対 た不当労働行為により労働者ないし労働組合に 場内でのいじめ等の場合、労働災害の場合、② て損害賠償請求することになる。 して債務不履行(民法四一五条)ないし不法行 て損害賠償責任を追及することが多い。たとえ 労働者が損害を被った際、その使用者に対し (民法七〇九条ないし七一五条) にもとづい ま

をした場合、 うではない。たとえば、近時、会社が違法解雇 が追及されることは珍しくない。しかしながら、 うな場合には、不法行為者として損害賠償責任 等が労働者に対してセクハラを行なうなどのよ 賠償請求も散見される。もちろん、 償請求のほかに、 本稿が扱う取締役の労働者に対する責任は、 る債務不履行ないし不法行為にもとづく損害賠 しかし、とくに近時、 賃金未払いの場合、 使用者の取締役に対する損害 使用者たる会社に対す 労働災害に 当該取締役 そ

> 1 及された事案を検討し、その傾向と問題点につ た事例が見られる。本稿は、 四二九条一項 る会社だけではなく取締役に対しても会社法 よって労働者に損害が生じた場合等で使用者な いて取締役の労働者に対する損害賠償責任が追 ノ三第一項)にもとづき責任を追及するといっ て考察するものである。 (平成一七年改正前商法二六六条 過去の裁判例にお

取締役の対第三者責任の意義

四二九条一項がいかなる規定であるのか確認し ておくことが必要であろう。 償責任について検討する前に、 そこでまず、取締役の労働者に対する損害賠 そもそも会社法

5 行うについて悪意又は重大な過失があったとき 本条は会社法 じた損害を賠償する責任を負う。」と規定する。 は、当該役員等は、これによって第三者に牛 ·例が存在する重要な規定である。しかしなが 会社法四二九条一項は その要件が抽象的な内容であるがゆえに、 (旧商法) 下において多数の適用 「役員等がその職務を

事

獄の地蔵」と評されることもある。を追及するために用いられることも多く、 が倒産した場合に、会社債権者が取締役の責任 が 古くからその解釈について判例・学説上の評古くからその解釈について判例・学説上の評 分かれている。本条は従来から小規模な会社 地

賠償責任を負うとする。 よって があり(悪意または重過失の存在)、③これに た場合に(損害の発生)、 いて(任務懈怠)、②悪意または重大な過失 本条は、役員等が、①その職務を行なうに (因果関係)、④第三者に損害が発生し 第三者に対して損害

な職務を迅速かつ多量に行なわなければならな 不法行為特則説である。これは後掲最高裁の松 要件について以下のような争いがある。第一に 損害)について責任を負うとする。 0) 0 いてまで、 い場合、何人と雖も避け難いほどの軽過失につ 立場は、業務執行の機関にある者が内容の煩瑣 田二郎判事による少数意見の立場である。この 重過失は第三者に対する加害行為について必要 七〇九条における不法行為と同様、 責任を軽減したものとする。 、職に堪えないことになるため、 学説上は、法的性質論に始まり、 それによって生じた第三者の損害 その者に責任を負わせることは、そ そして、 法は取締役 それぞれ 悪意または (直接 民法 0

ものであり、 条は不法行為法と要件を異にして定められた 裁の多数意見の立場でもある。 第二に、法定責任説である。 第三者保護のための特別の法定責 この立場は、 これは後掲 最高 本

	不法行為特則説	法定責任説	
職務を行うについて	第三者に対する加害	会社に対する任務懈怠	
悪意・重過失の対象	加害行為	任務懈怠	
損害の範囲	直接損害	間接損害	間接損害・直接損害

被った場合についても認めら

なくとも直接第三者が損害を

限定される立場(間接損害限うな間接損害の事例について

と、会社に損害が生じ

その結果、二次的に第三者に

一次的に会社に損害が生じ、

対して損害が生じた場合のよ

位権の特則であるとして、会

一つは、本条は債権者代

責任説のなかでも分かれておの損害の範囲については法定ついて必要とする。ただ、そ

社に対する任務懈怠によって

れるとする立場(両損害包含

-通説)とに分かれる。

なお、両損害包含説における

る任務懈怠をどのように捉え直接損害の場合の会社に対す

世・倒産処理等を検討すべき るのかは議論の対象となって るのかは議論の対象となって を社債権者の損害拡大を阻止 するため取締役には債権可能

失は会社に対する任務懈怠にこの立場は、悪意または重過任を定めたものであるとする。

註 なった。 せた場合には、 対する任務を悪意または重過失によって懈怠し することになるとした。結局、取締役が会社に 対する善管注意義務・忠実義務に違反した結果 のために法が特別に定めた責任であり、 した。最高裁の多数意見は、本条は第三者保護 に任ずべきことを規定したのである。」と判示 当該取締役が直接に第三者に対し損害賠償の責 者が損害を被った場合であるとを問うことなく 第三者に損害を生じた場合であると、直接第三 会社がこれによって損害を被った結果、 者の損害との間に相当の因果関係があるかぎり らせたときは、取締役の任務懈怠の行為と第三 り右義務「善管注意義務及び忠実義務 のであることを考慮して、第三者保護の立場か その機関である取締役の職務執行に依存するも 位を占めていること、しかも株式会社の活動は たことによって、 「法は、株式会社が経済社会において重要な地 (会社に対する任務懈怠によって)、第三者に直 一月二六日民集二三巻一一号二一五〇頁は このような争いのなか、 に違反し、これによって第三者に損害を被 取締役において悪意または重大な過失によ 間接に生じた損害(両損害包含説)を賠償 広く責任が認められることと 第三者に対して損害を生じさ 最大判昭和四四 ひいて 会社に ―筆者 年

前述したように、従来は小規模な会社が倒産

いられている。 電性を追及するのが典型例よりも広い事案で用 はうになり、従来の典型例よりも広い事案で用 はうになり、従来の典型例よりも広い事業で用 はうになり、従来の典型例よりも広い事業で用 はうになり、従来の典型例よりも広い事業で用 はうになり、従来の典型例よりも広い事業で用 はうになり、従来の典型例よりも広い事業で用 はうになり、従来の典型例よりも広い事業で用 はうになり、従来の典型例よりも広い事業で用

ところで、そもそも労働者は、会社法四二九条一項の定める「第三者」に該当するのか。もし、該当しないと考えられていれば、本条にもとづく損害賠償責任を追及することはできない。ここにいう第三者とは、会社および本条によりまり、労働者は排除されていない。従来の学説においても、従業員が社内預金などをなして会においても、従業員が社内預金などをなして会においても、従業員が社内預金などをなして会においても、従業員が社内預金などをなして会にかする賃金請求権等を有している場合も本条にいう第三者として認められると考えられている。

働者に対する損害賠償責任を検証する。 以下では、従来の裁判例における取締役の労

損害賠償責任の範囲取締役の労働者に対する

では、従来の裁判例に **裁判例の傾向**

で取締役が労働者に対して損害賠償責任を負うでは、従来の裁判例において、どのような形

「**裁判例一覧」**後掲一八頁参照)、検討する。したうえで(各事件の事実と判旨についてはのか。そこで、裁判例を以下のように類型分け

記する)。
類型分けした項目と事件名は、以下のとおり

- ① 会社の労働法違反行為
- 昭和観光事件 (1)
- ヒノヤタクシー事件 (2)
- 大和交通(損害賠償)事件 (3)
- 東豊観光事件 (4)
- 訴を含む)の事例② 会社の安全配慮義務違反(会社の労災民
- 滋賀·知的障害者虐待事件 (5)
- 賠償)事件 (6) 南大阪マイホームサービス (急性心臓死損害
- 茨城セクハラ (段ボール加工会社) 事件 (7)
- おかざき事件 (8)
- 名神タクシーほか事件 (9)
- 大庄ほか事件 (10)
- ③ 取締役の詐欺行為の事案
- 浅井運送(損害賠償請求)事件 (2)
- ④ 解雇の事案
- ・損害賠償請求 (英語教室運営会社) 事件 (1)
- ③ 取締役の経営の失敗の事案
- 布施自動車教習所事件 (13)
- アキ企画事件 (4)
- ジ・サービス事件 ⑸ リンガラマ・エグゼクティブ・ラングェー

· J 下乳業事件 (16)

2 会社法四二九条一項に対する誤解?

ば、 た、 例 働者に対する安全配慮義務はあくまで「使用 賠償責任も肯定している。 商法二六六条ノ三第一項の責任を肯定した。 務を肯定したうえで、当該義務違反を理由に旧 (6)判決は、 配慮義務違反にともなう責任が問題となった(5) 法行為を行なった場合の規定であるかのように 条は文言が民法七一五条一項に類するため、 用している判決があることが指摘できよう。 の対第三者責任規定の解釈とは異なる立場を採 該義務違反は会社に対する義務違反を構成し 配慮義務を負うとしたとしても、理論的にいえ るから、 のであるとするのが通説および判例の立場であ する任務」を懈怠した場合に責任が認められる 法二六六条ノ三第一項はあくまで「会社に対 役は労働者に対して安全配慮義務を負うとの構 主体は取締役ではない。にもかかわらず、 締役が職務を行なうについて第三者に対して不 は問題があるように思われる。 が示した会社法四二九条一項における取締役 べるものがある (4)(5)(6判決)。 の労働者に対する義務であって、その義務 当該義務は労働者に対するものであり、 (6判決については不法行為にもとづく損害 れらの裁判例を見るに、 たとえ、取締役が労働者に対して安全 労働者に対する取締役の安全配慮義 しかし、 前記通説および また、 そもそも労 会社の安全 取締 旧商 ま 取 当 判

> る。 項、 認定されており、会社法四二九条一項の解釈が商法二六六条ノ三第一項にもとづく責任として うとされているにもかかわらず、Y2の責任は旧 行為によりYも旧商法二六一条三項、 構成し、不法行為であると認定され、 同様に、(4判決も、 なわち同最高裁判例の少数意見(直接損害限定 釈について通説および判例とは異なる立場 あろう。 的に何であるのか、 前記最高裁判例と異なっているようにも思われ 説)の立場に近いと思われる。これらの判決と い。そうすると、これらの判決は、 旧民法四四条にもとづく損害賠償責任を負 少なくとも、 会社に対する任務懈怠が具体 Yの行為は不当労働行為を 認定していない点で問題が 七八条二 Y2の不法 す

は、 ことはできよう (789911)判決)。 者の安全を配慮させる義務を負うとして、 認定したうえで、代表取締役は会社をして労働 る取締役の労働者に対する責任を考えるうえで であれば、 四二九条一項に関する通説および判例に従うの ていると認定するものである。 取締役は労働者の安全を配慮させる義務を負っ 全配慮義務を認めるのではなく、 のようなパターンは取締役の労働者に対する安 に違反したことを理由に同条の責任を肯定する しかし、 (使用者) 同様の他の判決で示されているように、 結局、 後者の認定手法のほうが適当である の労働者に対する安全配慮義務を 会社の安全配慮義務違反によ もし、 会社に対して つまり、

会社の労働法違反の事例

締役に対する損害賠償請求が認められるだろう に検討する。 か。通説および判例の考えに沿って、要件ごと 会社法四二九条一項にもとづく労働者の取 会社が何らかの労働法違反行為をした場合 違反行為があった場合について検討す 会社の労働法(労働基準法、労働組合

は、 は という形で議論がなされてきた。学説において 社をして法令違反行為をさせたような場合につ 取締役が法令違反行為をした場合や取締役が会 二違反スル行為ヲ為シタルトキ」と規定され、 役の責任について一号から五号にわたり規定さ 題がある。 社」に対する損害賠償責任が生じるかという問 会社に損害を生じさせた場合に、取締役の「会 行為をしたり、 責任に関する議論において、取締役が法令違反 する任務懈怠と言えるのだろうかという点であ 員に対する不当労働行為が、取締役の会社に対 る。この点、会社法四二三条の取締役の対会社 者に対する割増賃金の未払いや組合および組合 はじめに、もっとも重要な点が、会社の労働 現在の会社法四二三条一項と異なり、 ありとあらゆる法令について、取締役が違 取締役は本号にもとづく責任を負うのか そして、その五号は「法令又ハ定款 従来、旧商法二六六条一項において 会社をして法令違反行為をさせ 取締

じる旨を定めるものであるところ、

般的に定める商法二五四条三項

ノ三〔会社法三五五条-筆者註] によって会社の被った損害を賠償する責めに任

る非限定説も存在した。そして、この問題に は含まれないと解する見解が唱えられた。しかするが、それ以外の法令については「法令」に は……法令に違反する行為をした取締役はそれ 法二六六条〔会社法四二三条一項 法規定については、同号の法令に含まれると解 を意図して立法された規定や公の秩序に関する する見解や、 (18) することを直接または間接の目的とする法令と が有力に唱えられた(限定説)。そして、 なければならないというのでは厳格にすぎると 一二・七・七民集五四巻六号一七六七頁)は「商 ついて、野村證券損失補填事件 し、その一方で、法令の範囲に限定はないとす の範囲については、会社の財産の健全性を確保 いうことから、その法令の範囲を限定する立場(エン 反したことを理由に、 会社や株主の利益を保護すること 会社に対して損害賠償し (最二小判平 筆者註] 限定

を名あて人とし、会社がその業務を行うに際し これを具体化する形で取締役がその職務遂行に あるが、さらに、商法その他の法令中の、 本規定にいう『法令』に含まれことは明らかで 際して遵守すべき義務を個別的に定める規定が あて人とし、取締役の受任者としての義務を一 (民法六四四条)、商法二五四条 ―筆者註〕の規定及び 〔会社法三三〇 取締役を名 会社 ある。このような立場に与するならば、取締役⁽³⁾する必要があるとする立場(二元説)が有力で は会社の行為が法令違反 の対第三者責任においても、第三者(労働者 締役が帰責事由(過失)がないことを主張立 が法令違反行為をしたという事実を主張立証 締役の責任を主張する会社側(株主) 社責任を負うというような事案に関しては、 そして、会社の違法行為により取締役が対会 取締役の任務懈怠が認定されるとし、 (労基法違反、 は、 労組法

役の会社に対する任務懈怠と考え、それによっ には、取締役は会社に対する任務を懈怠したと 名あて人が、「使用者」となっており、 る。そうすると、労働基準法の賃金に関する規(*)、限定説を採用することは難しいと思われ として統一化されているということにかんがみ 社法下においては、会社法四二三条一項は「そ ると考えられる。 て生じた労働者の損害を賠償する責任が発生す 基法ないし労組法違反行為をさせたことが取締 に対する法令遵守義務に反して、 解することになる。したがって、 法(労基法、労組法等)違反行為をさせた場合 すなわち会社であるから、もし会社をして労働 の任務を怠ったとき」と表現が変わり任務懈怠 非限定説を採用することを明示した。また、 まれるものと解するのが相当である。」と述 定や労働組合法の不当労働行為に関する規定の 会社をして労 取締役は会社 これは

て遵守すべきすべての規定もこれをこれに含

違反等)

を構成すると主張立証すれば、

取

が要求されている。 立証しなければならないということになる。識することができなかったということをも主張 だけでは足りず、 者は当該行為が法令違反があると主張立証する ける二元説を採用したとしても、 るとするならば、 を認識することができなかったというものであ ると認識すべきであったにもかかわらず、 意を欠いたために、 認識すべきであったにもかかわらず、それを認 欠いたために、 の会社に対する任務懈怠が認定されることにな 取締役の対会社責任は過失責任で 対第三者責任は少なくとも重過失 会社の行為が法令違反であると さらに取締役が著しく注意を たとえ対会社責任の議論にお 重過失の内容が、著しく注 会社の行為が法令違反であ 結局は、 それ 労働

法令違反行為に関する判決を分析する。 以上のことを前提として、それぞれの会社 0

Ŕ

あ 割増賃金を支払うことが は首肯できる。 三七条違反行為=任務懈怠として捉えているの 締役の責任に関する議論からすれば、 認められるとする。 とし、本件では労基法三七条に違反して割増賃 定する特段の事情として 金を支払わなかったのであるから、任務懈怠が 務として、労基法上の割増賃金支払義務を負う 役は、会社に対する善管注意義務ないし忠実義 ったなど」ということを示す。 (1判決においては、取締役および監査 ただし、 前記法令違反行為に係る取 本判決は任務懈怠を否 極めて困難な状況に 「倒産の危機にあり、 しかしながら、 労基法

ては、

未払い割増賃金の支払いをさせる機会が

他の取締役および監査役につい

あったにもかかわらず、

そのことを検討せず、

られる。また、

是正しなかったことにつき重過失があったとす

るから、 労働基準監督署による調査では割増賃金の支払 を払うことが求められているということ、 としても、周知されているかどうかにつき注意 又は重過失」という帰責事由がないと判断され 支払いがあり、 おいては、 れると考えることになろう。そして、 れるのではなく、「悪意又は重過失」 ている一般論については、 る構造となる。 い漏れについて指摘されていなかったとして いことを認識し、 ·情があった場合には、「任務懈怠_ 任務懈怠 + 過失 記二元説を前提とするならば、法令違反行為 特段の事情があった場合には、 取締役は職務手当外の時間外手当の 給与規定の周知がなされていな そうすると、本判決で述べられ かりに認識していなかった (帰責事由) ということにな あくまで前記特段の が否定さ が否定さ 本判決に また

事

11

きたとも思われる。 意または重過失による任務懈怠も充分、 もかかわらず、いまだに支払っていない点で悪 でに別訴で割増賃金の支払い命令が出ているに る点も首肯できる。 ただ、そもそも本件ではす 肯定で

して、 行為に当たるか認識すべきであったか否かを審 過失を否定している。 であるとの認識があったとして、 不当労働行為には該当するものの、 係に関する会社としての基本方針から適法なも 決によれば「会社の対カイナラ労組との労使関 とに重過失がなかったか」が問題となる。 ては「不当労働行為になるとの認識を欠いたこ れている。以上を前提とすると、 不当労働行為が認定されているものの、 の責任において、責任が否定される一つの例と 重過失がなかったと判示したことは疑問が残る。 識の下に行われた」とだけ述べて、 ると、⑶判決がとくに理由を明示することなく 査しなければならなかったと思われる。 のとの認識の下に行われたもの」とされており に悪意または重過失がないとして責任が否定さ に、取締役につき本件の一連の行為が不当労働 会社としての基本方針から適法なものとの認 たような事情があるような場合が挙げられる。 般的に、 方、 当該行為が関係当局や法律専門家に意見 (3)判決においては、 当該行為が法令に違反しないとされ 会社の法令違反行為における取締役 しかし、前述したよう たし 悪意または重 かに、 (3)判決にお 悪意または 適法な行為 そうす

えないとした。つまり、本判決は「時間外手当

摘されているとして、労基法三七条に違反しな

給与規定の周知がなされていないことは指

いと認識しなかったことはやむをえないとはい

の支払いという事実・給与規定の周知不足→割

基法三七条違反」という論理関係のもと、 増賃金支払義務の発生→割増賃金未払い

法三七条違反を肯定しており、その法令違反に

ついての認識につき重大な過失があったと考え

であるように思われる。 が見られるが、それとの関係について説明不足 る。また、もう一つの疑問として、本件では組 ず、短絡的に責任を否定しているように思われ 合運動に対する介入を意図しているとする認定 しかし、本判決ではそのような内容の審査をせ

問題とされている。 四二九条一項の問題とするよりは、不法行為に 関与したと考えることもできたのではないか する義務を負っており、それに違反したとして 業務担当取締役が違法な行為をしないよう監視 た代表取締役らソュ~ソュに対する監視義務違反が である。 義務違反が問題とされていない点に注意が必要 もとづく責任として考えるべきであったとも思 義務違反というよりも実質的に不当労働行為に 責任が肯定されている。ただ、②判決で重要な (なお、川判決も参照)。そうすると、会社法 労務に関する協議に参加しており、 監視 (2)判決は、 (2)判決については、 不当労働行為に直接関与し 取締役は代表取締役および 取締役の法令遵守

法に解雇した場合には、 働者に対する損害賠償責任はどうなるのだろう が、違法解雇と認定された場合に、取締役の労 ある。本件では違法解雇とはいえないとされた させない義務を負っており、 また、四判決は、違法解雇が争われた事案で 取締役は会社に対して、 前掲野村證券損失補填株主代表訴訟に従え 責任が生じる可能性が 労働者を違法に解 それに反して違

> われる。 う事実状態に着目するのではなく、 ある。 違法であるとの認識につき悪意または重過失が を認定するに当たっては、 範的な内容であり、 この場合、そもそも「違法」性自体が規 取締役の悪意または重過失 単に「解雇」とい 当該解雇が

4 会社の安全配慮義務違反の事案

て検討する。 次に、 会社の安全配慮義務違反の事案につ VΣ

れる。 にもとづく責任を肯定した事案(569判決)は、 する義務違反を理由に、会社法四二九条一項 対する安全配慮義務を設定し、当該労働者に対 がって、2で述べたように、取締役の労働者に 締役」の労働者に対する義務ではない。 約上の付随義務として安全配慮義務を負うとさ た点に疑問が残る。 した点、②会社法四二九条一項の責任を肯定し ①取締役の労働者に対する安全配慮義務を肯定 (会社)」の労働者に対する義務であって、「取 使用者である会社は、 しかしながら、これはあくまで「使用者 労働者に対して労働契 した

取締役は直接に労働者に対して安全配慮義務を 形で構成することも可能であろう。すなわち、 によって、 配慮させる義務を負うという形で構成すること 会社をして労働者の健康 従来の通説および判例の見解に沿う (7)(8)(9)(1)判決のように、取締役は会 (安全) に

> からである。しかしながら、従来の裁判例で取締役の重過失までも認定できるかは別の問題だ 見ると、 自ら率先して主たる業務に従事することが多 規模の大小により異なると思われる。 場合には、 地位にいるために悪意または重過失が肯定され 働者の職場環境や労働条件について認識しうる であるということにかんがみれば、取締役は労 場合、会社の不法行為にもとづく損害賠償責任 は別問題であろう。会社の安全配慮義務違反の ただし、悪意または重過失までも認定されるか 締役の任務懈怠も肯定されるように思われる。 会社の安全配慮義務違反が肯定された場合、 なうという職務を会社に負っていると考えれば いるような小規模な会社においては、 される。 全配慮義務違反により責任が肯定された事案を く責任が生じるのだろうか。この問題は、 て安全配慮義務を履行するということになる。 負うという形ではなく、 る可能性は高まるのではないかと思われる。 は過失によっても成立するが、それが同時に取 締役の責任が肯定されているのが小規模な会社 (とりわけ代表取締役) が具体的な対処を行 会社の安全配慮義務の履行に際して、 少なくとも、 いずれも会社規模が小さいことが推測 会社の安全配慮義務違反が肯定された 同時に会社法四二九条一項にもとづ (6)8判決で問題となって (使用者) 会社の安 取締役が 取締 取

役

役が労働者の職場環境や労働条件について認識 大規模な会社の事例においては、

ろう。 頭に、 すると、 平 ニューヨーク支店株主代表訴訟判決 0) 義務を履行する手段の一つとして、 理由に責任を認めた。会社が労働者に対して安 働けるような社内体制に不備があったことを 役は会社に対して労働者の健康配慮体制構築義 役の責任が肯定されている。同判決では ものであるかはやはり別問題である。社内体制 うな場合には任務懈怠が認められる可能性があ 体制を構築すべき義務があり、 取締役が社内体制構築義務違反を理由に第三者 従来の裁判例においても、 制を構築すべき義務というものも想定できる。 対して労働者の安全・健康に配慮するための体 定されていることからすれば、 全配慮義務を負っているとするならば、 務違反が問題とされた。労働者が健康・安全に に不備があることを認識していたにもかかわら れたとしても、 して第三者である労働者に損害を生じさせたよ に対して責任を負うとされた事例もある。 しうる地位にあるか否かは微妙な場合が多い れ 、構築ということが重視されよう。 ば 一二・九・二〇判例時報一七二一号三頁)を筆 それを是正していなかったような場合であ しかし、 この点、 取締役の内部統制システム構築義務が肯 少なくとも重過失による任務懈怠が認め 取締役は取締役会の構成員として社内 ここでもたとえ任務懈怠が認めら 10判決では大規模な会社の取締 それが悪意または重過失による 労働事件ではないが 当該義務に違反 取締役が会社に (大阪地判 社内体制 大和銀行 そう 当該 取締 だ

> 5 れた。 採用し、 は、 こと、 告会社の三六協定によれば、一ヵ月一〇〇時 として採用し、 れるものの、 るかの決定につき広範な裁量が認められるとさ づき悪意または重過失による任務懈怠が肯定さ 労していることを認識しえたということにもと 働 可能であるものの、基本給のなかに、 店舗労働者の勤務時間を逐一把握することが不 関連性が強いと評価されるものであったという 準は厚生労働省の基準で定める業務と発症との それを六ヵ月にわたって許容しており、 B 体制であると判断していると思われる。 裁判所としては構築されるべき社内体制の基準 れるかもしれない。 八〇時間分が含まれているような給与体系を 一見して不合理な体制のなかで労働者が就 厚生労働省の基準が存在したため、 第二に、 取締役にはどのような社内体制を構築す 取締役らが承認していたということか その判断基準は難しい。 当該基準と比較して、 大企業においては個別具体的な 同判決では、 第 時間外労 不合理な 同判決で この基 それを に、 間 被

まりなかったように思われる。 最後に、(5/7判決のような事案では、そもそも会社法四二九条一項にもとづく損害賠償責任を追及するほうが取締役の主観的要件(悪意また追及するほうが取締役の主観的要件(悪意またし、わざわざ会社に対する職場環境に配慮するし、わざわざ会社に対する職場環境に配慮するし、わざわざ会社に対する職場環境に配慮する。

5 放漫経営の事例

という場合もありうる。単に経営上の判断の失等から、裏目に出たために会社に損害を与えた が経営者としての専門的知識を駆使して、 役の行為が任務懈怠とは考えられない。 倒産してしまったからといって、 とえば、会社が倒産した場合)の義務違反認定 債務を弁済することができなくなった場合 忠実義務に違反して、会社が労働者に対する 第一項の損害の範囲に関する問題におい れらの裁判例は、前述した旧商法二六六条ノ三 断がなされなかったかを基準になされ 検討等が行なわれたか、 当時の状況に照らし合理的な情報収集・調査 おいて発展した経営判断の原則を肯定し、 行動を萎縮させるおそれもありうる。そのため、敗にまで、取締役の責任を課すと取締役の経営 している場合に、その判断が、 のためによかれと思って、 をどのように考えるか。この場合、 締役に要求される能力水準に照らし不合理 義務違反の認定は、 「間接損害」の事例として位置づけられる。 最 悪意または重過失によって善管注意義 後に放漫経営の事例について検討 多くの学説はアメリカ法に および、 そのような判断を下 経済状況の変化 その状況と取 ただちに取締 単に会社が する。 取締役 7 た 7

れなくなった事案について、責任を肯定し怠により会社が倒産した結果、賃金が支払この点、1314判決は、それぞれ取締役の任務

わ

認めた点に疑問が残る。また、四判決について 断を不合理なものであるとし、取締役の責任を があろう。 だちに任務懈怠が認められるわけではなく、 が否定された事案についても、同様の指摘がで 肯定した点についても疑問がある。逆に、責任 放漫経営の態様について示さないまま、責任を は くに理由を示さないまま、問題とされた経営判 に至るまでの過程と判断内容とを審査する必要 来の対会社責任の事例のように、ある経営判断 会社を倒産させてしまったような場合には、 しまった事案でないように読めるが、具体的な 明示的な経営判断によって会社が倒産して しかしながら、前述したように、 少なくとも、 (13)判決については、 取締役が ع 従

他方、放漫経営の事例のうち、監督義務違反 他方、放漫経営の事例のうち、監督義務違反が背 とられていないようにするための措置 (法令遵守 が発生しないようにするための措置 (法令遵守 が発生しないようにする (を) には是正する措置が要求され、それらの措置が とられていないような類型 (16)判決) については か問題となるような類型 (16)判決) については が問題となるような類型 (16)判決) については が問題となるような類型 (16)判決) については が問題となるような類型 (16)判決) については が問題となるような類型 (16)判決) については が問題となるような (18)

6 取締役の対第三者責任規定の適用範

た。これらの裁判例を分析した結果、そもそもび判例に従いつつ、従来の裁判例を検討してき以上、会社法四二九条一項に関する通説およ

任務懈怠を肯定することができることになる。 取締役が負うと構成することで、 会社に対して労働者の安全に配慮させる義務を とえば、 ることになる。それ以外の事案についても、た とをもって、会社に対する任務懈怠が認められ 労働行為等の事案)は、取締役の会社に対する ち会社の労働法違反の事案(賃金不払い、不当 広く認められる。そうすると、前記裁判例のう 果関係が認定されれば、旧商法二六六条ノ三第 は重過失で会社に対する任務懈怠や損害との因 のがあるが (4)(5)(6)判決)、 行なった場合の規定であるかのように述べるも 務を行なうについて第三者に対して不法行為を が民法七一五条一項に類するため、 旧商法二六六条ノ三第一項 法令遵守義務(会社法三五五条)に違反したこ しながら、通説および判例に従えば、悪意また よび判例に従うかぎり、妥当といえない。 項(会社法四二九条一項)にもとづく責任が の要件自体に混乱が見られる。 安全配慮義務違反の事例については、 少なくとも通説お (会社法四二九条一 会社に対する 取締役が職 本条は文言 しか

を確保するため取締役個人に対して責任を追及を確保するため取締役個人に対して責任を追定した。前述したように、本条は主として、倒産したが不法行為を構成する可能性があるにもかかわらず、不法行為ではなく会社法四二九条一項にらず、不法行為を構成する可能性があるにもかかわらず、不法行為を構成する明能性があるにもかかわらず、不法行為を構成するの能性があるにもかかわらず、不法行為を構成する場合がある。

るということである。役個人の責任を追及する場合にも用いられていては、会社の資力を問題とすることなく、取締する場合に用いられてきたが、労働事件におい

第一の疑問に関しては、たしかに、従来の裁第一の疑問に関しては、たしかに、従来の裁判例においては、取締役が第三者に対する不法行為の要件を満たすときには、会社に対する任務解の要件を満たすときには、会社に対する任務解の要件を満たすときには、会社に対する任務解の要件を満たすとも考えられているとの指摘がある。そして、時効期間の差異(不法行為の場合は三年の消滅時効にかかる)などからすれば、両方の責任が成立したほうが第三者保護れば、両方の責任が成立したほうが第三者保護

この疑問に対しては、取締役の違法行為によっ 条にもとづく責任が認められれば充分ではなか 四二九条一項にもとづく責任が認められてきた する機能も期待できるとする見解もある。 力とは無関係に取締役に対する請求を認めては 責任を肯定することに疑問が残る。(3) できるなかで、会社法四二九条一項にもとづく ろうか。 との指摘にかんがみれば、 責任が実質上認められるような場合に、 いけない理由はなく、 て第三者が直接に損害を受けた以上、会社の資 会社が労働者に対して賠償責任を果たすことが しかし、より重要なのは第二の疑問である。 前述したように、民法七〇九条にもとづく 取締役の違法行為を抑止 結局は、 もちろん、 民法七〇九

は、 思われる。 見解に対しては、 ととの均衡を失すると思われる。また、第二のればその弁済前にも損害の発生は認められるこ 提唱されてきた。しかし、第一の見解に対して 法四二九条一項の適用範囲を画することが難し 付の損害賠償義務を負っていると解する見解が(%) すれば会社に対し求償義務を負う、という条件 を受けることができる場合には、取締役は本条 取締役に直接損害賠償請求できないようにする いように思われる。 いとする見解、 本条の にもとづく損害賠償責任を負わない、すなわち 説においては、 ためには、 そこで、 不法行為においては、賠償義務の負担があ 「損害」が第三者に発生したとはいえな そうすると、これらの見解では会社 いかなる構成が考えられようか。学 会社の資力がある場合に、第三者は 第一に、会社自体に請求し満足 第二に、会社が第三者に賠償を 解釈論を超えているようにも

> うに、 を認める必然性はないと思われる。がみれば、別途会社法四二九条一項による責任 説に対しては、本条の適用範囲が狭くなりすぎ 解すべきではないか。もちろん、間接損害限定 に解されないだろう。また、会社法五九七条と も条文の文言が変更されたことを理由に否定的 用される旨述べていることからすると、 は同条文の解釈として間接損害についてのみ適 除されたため、 用する見解もあった。 るとの批判もある。しかしながら、 ても間接損害の事案についてのみ適用されると 対第三者責任規定が用意されたが、立案担当者 に関して、 はできないのではないかとの疑問も生じる。 は会社法四二九条一項では「亦」との文言が削 がみれば、 的に成立するような事案であるとの指摘にかん れてきたのが、 の対比からしても、会社法四二九条一項につい れに対して、 会社法四二九条一項による責任が認めら 同趣旨の会社法五九七条において、 持分会社の業務執行有限責任社員 第三者に対する不法行為も実質 間接損害限定説を採用すること しかし、この点について 前述したよ 必ずし そ

るならば、株式会社の場合には、会社法四二九 者の保護範囲が異なりうる可能性があるという 着関もある。本稿では、取締役の労働者に対す 経問もある。本稿では、取締役の労働者に対す 経問も株式会社にだけ雇われているわけではな は何も株式会社にだけ雇われているわけではな は何も株式会社にだけ雇われているわけではな は何も株式会社にだけ雇われているかけではな は何も株式会社にだけ雇われているかけではな は何も株式会社にだけ雇われているかけではな は何も株式会社にだけ雇われているが、労働者 を関もある。本稿の問題意識に則してい

> で、 合、 外の法人については具体的な規定がないかぎり び一九八条にもとづいて法人役員の対第三者責 また、それ以外の社団法人や財団法人の場合 用されず、 すべきものと考えられる。 もとづく損害賠償責任が発生するか否かを検討 れ 出てくるのでは、その均衡を失するように思わ 適用されないとすると、労働者が原告となる場 任が認められるようになった。しかし、 については、一般社団法人法一一七条一項およ 持分会社の業務執行有限責任社員の場合には 条一項が存在するが、他方、前述したように 会社法五九七条は直接損害の事案については適 る。そうであるならば、 保護される労働者と保護されない労働者が 労働者を使用する法人が異なるというだけ 株式会社と持分会社で差異が生じる。 一律に、 不法行為に それ以

四むすびに代えて

否を検討すべきであろう。
答案と見られるような場合でも、きちんと要件を確認したうえで、責任の可が、きちんと要件を確認したするのではながら、安易に取締役の責任を肯定するのではながら、安易に取締役の責任を肯定するのではながら、安易に取締役の責任を肯定するのではなが、きちんと要件を確認したうえで、責任の可能を検討すべきであるう。

検討すべき課題であるように思われる。 についても当然、重視されるべきものであろう。 についても当然、重視されるべきものであろう。 についても当然、重視されるべきものであろう。 についても当然、重視されるべきものであろう。 についても当然、重視されるべきものであろう。

- 斐閣、二○○○年)二○八頁以下。 『講座二二世紀の労働法(第四巻)労働契約』(有
- 一四三頁等。 件・最三小判昭五○・二・二五民集二九巻二号(2) たとえば、陸上自衛隊八戸車両整備工場事
- 頁等。五・一六労働関係民事裁判例集四一巻三号四○八五・一六労働関係民事裁判例集四一巻三号四○八
- 小判平一一・七・一六労働判例七六七号一六頁等。(4) たとえば、金沢セクハラ(解雇)事件・最二
- (5) 以下、単に「旧商法」という。
- (6) 学説上の争いについては、久保欣哉「取締役

- 一三八頁以下が詳しい。『商法の争点(第二版)』(有斐閣、一九八三年)の第三者に対する責任の性質と範囲」北沢正啓編
- 頁〔龍田節執筆〕。 会社の機関(二)』(有斐閣、一九八七年)三〇一会社の機関(二)』(有斐閣、一九八七年)三〇一
- 四二三条一項括弧書)。 監査役、執行役または会計監査人を指す(会社法監査役、執行役または会計監査人を指す(会社法の)
- (一九八四年)一五六頁以下参照。 社法改正についての一提言」商事法務一〇一六号(9) 松田二郎「取締役の第三者に対する責任―会
- 一五九頁。 (10)佐藤庸『取締役實任論』(有斐閣、一九七二年)
- (1) 吉原和志「会社の責任財産の維持と債権者論集』(有斐閣、二〇〇一年) 一二〇頁。
- (12) 古原和志一会社の責任財産の維持と債権者(12) 古原和志一会社の責任財産の組持と債権者の利益保護――より実効的な規制への展望(三・の利益保護――より実効的な規制への展望(三・の利益保護――より実効的な規制への展望(三・の利益保護――より実効的な規制への展望(三・の利益保護――より実効的な規制への展望(三・の利益保護――より実施をの維持と債権者
- (3) 近藤光男「役員の対第三者責任の事例におけては争いがある(龍田・前掲注(7)三二一頁以法(11)」(有斐閣、一九六八年)一〇一頁。ただ法(11)」(有斐閣、一九六八年)一〇一頁。ただは(11)」(有斐閣、一九六八年)一〇一頁。ただし、株主がこの第三者に当たるかという点についた(13)近藤光男「役員の対第三者責任の事例におけては争いがある(龍田・前掲注(7)三二一頁以る場所では

- <u>16</u> <u>15</u> 社法四二九条一項にもとづく責任は競合すると するのが判例・通説の立場であるから、 法四二九条一項の責任が発生するわけではない。 であるから、不法行為が成立すれば、同時に会社 意または重過失があることが要件とされているの 四二九条一項は会社に対する任務懈怠について悪 法七〇九条は第三者に対する加害について故意ま 責任も認容すること自体は問題ない。しかし、民 たは過失があることが要件とされる一方、 もちろん、 塩田=吉川・前掲注(4)一〇五~一〇六頁。 民法七〇九条にもとづく責任と会 いずれ 会社法
- 一八~一九頁参照。 (東北大学法学会)六〇巻一九号(一九九六年)(17) 吉原和志「法令違反行為と取締役の責任」法学
- (9) 近藤光男「法令違文に基づく取締役の責任一森一九九五年)二五三頁。 (18) 森本滋 『会社法 (第二版)』(有信堂高文社、
- 「一六八~一七一頁。 (19) 近藤光男「法令違反に基づく取締役の責任」本滋ほか編『企業の健全性確保と取締役の責任』本滋ほか編『企業の健全性確保と取締役の責任』本談はか編『企業の健全性確保と取締役の責任』 (19) 近藤光男「法令違反に基づく取締役の責任」森
- 3) 吉原·前揭注(17) 三五頁。
- 版)』(有斐閣、二〇〇九年)二〇六頁。任」黒沼悦郎ほか編『江頭憲治郎先生還暦記念年業法の理論 上巻』(商事法務)五三五頁。反立業法の理論 上巻』(商事法務)五三五頁。反対、弥永真生『リーガルマインド会社法
- 1)近藤・前掲注(13)八四頁。なお、従来の裁判

彰吾「知的財産権侵害訴訟における商法二六六条 平一五:一〇:二三金融‧商事判例一一八六号四四 為(著作権法違反行為)が問題となった大阪地判 任を負うとされた事例として、音楽著作権侵害行 の三の役割」パテント五六巻二号(二〇〇三年) の対第三者責任について論じたものとして、中村 頁等がある。知的財産権侵害訴訟における取締役 例で会社の違法行為によって取締役が対第三者責

五五頁以下参照。

(23) 伊藤靖史「法令違反行為と取締役の責任」法学 立場 教室三四二号(二〇〇九年)五四頁、前掲野村證 を主張立証するだけでは足りず、当該法令違反 券損失補填事件・最判の河合伸一補足意見参照。 会社法制研究センター編『日本会社法制への提 意または過失)を主張立証する必要があるとする 行為の事実の主張立証に加え、別途帰責事由 方で、会社の法令違反行為があったという事実 -取締役の対会社責任の構造―」 同志社大学日本 潮見佳男「民法からみた取締役の義務と責任 (商事法務、 (一元説) もある ·二〇〇八年) 一六八頁)。 (吉原·前掲注(17)三五 **(**故

場合に認定される(龍田・前掲注 法学における法と政策』(有斐閣、二〇〇七年) ては、道垣内弘人「『重過失』概念についての覚 令違反行為であると認識していたにもかかわら 悪意の場合については、 あえて取締役が会社をして当該行為をさせた 能見善久ほか編『平井宜雄先生古希記念 会社法四二九条一項の重過失概念につい 会社がした行為が法 (7) 三一八頁

五四四頁も参照

- 25 院、 判所商事研究会編著『商事関係訴訟2』(青林書 及される取締役は、これに対し、重過失があった 価根拠事実を主張立証することになり、責任を追 抗弁として主張立証することになる(東京地方裁 との評価を妨げる具体的な評価障害事実の存在を 具体的に重過失があったことを基礎づける評 二〇〇六年) 二四一頁 (佐々木宗啓執筆))。
- 27 思われる。そうすると、本件での悪意または重渦 ことを考慮して、悪意または重過失を否定したと 失の否定の根拠としてある種の正当防衛的な要因 れており、それに対して行なった措置でもあった 題となるとされる (伊藤・前掲注 (2) 五五頁)。 の意見を徴するのが通常であったかどうか」が問 (民法七二〇条一項参照) わけではなく、「同様の事案においては専門家 本件では、ピケが違法であるとの認定がなさ 前掲野村證券損失補填事件・最判参照。もっと いつでも専門家の意見を徴しなければならな があったとも考えられ
- (28) ただし、違法解雇を理由に取締役等に責任を るとの見解がある(小西國友『解雇と労働契約の 追及すること自体について否定的に解すべきであ (有斐閣、 一九九五年) 八七頁)。
- 務懈怠―会社の契約不履行」立命館法学三〇九3)中村康江「取締役の第三者に対する責任―任 (下)」ビジネス法務二〇一〇年一〇月号一四一頁。 員が従業員に対して負う会社法上の責任のあり方 (二〇〇六年) 三七〇頁、山口幸代「会社の役

- の事例では、特定の契約債務を無責任に放置する 者責任』(商事法務研究会、一九八八年)一〇八 責任が肯定されているとの指摘がある(河和哲雄 など社会的に見て常軌を逸しているような場合に 河野玄逸 『理論と実務 取締役・監査役の第三 会社の債務不履行による取締役の対第三者責任
- (31) 東京地判平一四・二・一九判例タイムズー一〇九 二〇三三号三頁。 号一七〇頁、 東京地判平二一十二一四判例時報
- (32) 伊藤雄司「取締役等の第三者に対する責任の性 斐閣、 うな重過失に該当するかどうかは、 る必要があると指摘する。 築義務違反が第三者に対する責任を基礎づけるよ 質」浜田道代=岩原紳作編『会社法の争点』(有 二〇〇九年)一六七頁は、法令遵守体制構 慎重に判断す
- 33 社の機関(二)』 [近藤光男執筆]。 上柳克郎ほか編『新版注釈会社法(六) (有斐閣、 一九八七年) 二七五頁 株式会
- 近藤・前掲注 (33) 二七六頁
- 35 株主代表訴訟」小林秀之=近藤光男編『新版株主 代表訴訟大系』(弘文堂、二〇〇二年))八〇頁参 原則については、 江頭・前掲注 12 吉原和志「取締役の経営判断と 四三五頁。 なお、
- えられるが(南健悟「従業員による商法二六六条 法令遵守体制を問題とすることなく、従来の監督 義務違反を理由に責任を認めるべきであったと考 本件で問題となった会社の規模からすれば、

る方向に働いたと考えられると指摘する。 督義務」労働法律旬報一六二五号 (二○○六年) 督義務」労働法律旬報一六二五号 (二○○六年) としていたという特性から社内体制そのものを整備して事故の予防を図ることを要請すのものを整備して事故の予防を図ることを要請する。

- (3) 三六九頁。(3) 上柳·前揭注(11) 一二〇頁、中村·前揭注
- (二〇〇八年) 一二一頁参照。
- (二〇〇九年) 一五頁。 の判決等の傾向―」甲南法学四九巻一・二号(3) 前嶋京子「取締役の対第三者責任―平成期
- (40) 龍田·前掲注 (7) 三二三頁。
- 五四・四・一七判例タイムズ三八八号一五六頁参照。年)三〇四~三〇五頁。なお、東京高判昭一」民商法雑誌七八巻臨時増刊号二(一九七八する責任―商法二六六条ノ三適用の範囲と要件1、菱田政宏「株式会社の取締役の第三者に対
- 2)塩田=吉川・前掲注(4)一五四頁。この見解は前提として、取締役の会社に対する任務懈怠については、取締役の法令違反行為があった場合、会社に損害を与えたかどうかを判断基準とし、その会社に与えた損害は抽象的損害で充分であるとする(塩田=吉川・前掲注(4)一五四頁。この見解見)。なお、淺野高宏「判批」季刊労働法二二八月の会員。なお、淺野高宏「判批」季刊労働法二二八月の会員。
- (43) 大判昭一六·九·三〇民集二〇巻一二六一頁。
- (4) 弥永・前掲注(21)二二六頁。

- (45) 塩田=吉川·前掲注(4) 一五一頁
- <u>46</u> (47) 山下友信「支払見込みのない手形の振出と取締役 ろん、責任を肯定することで違法行為の抑止につながる のであり、 のような場合には責任が否定されよう(ただし、 る。 会社法四二九条にもとづく責任も生じない可能性が高ま 第三者に対して損害を生じさせた場合には、不法行為や の責任」河本一郎ほか編『商事法の解釈と展望』(有斐 一五五頁以下参照 田孝夫『不法行為責任の研究』(一粒社、一九八八年) 項にもとづく責任を志向することも考えられよう(神 償能力がない小規模な会社の場合には、民法七一五条二 それによる一定の抑止効果も得られると思う。他方、 訟等による責任追及が行なわれる可能性もあることから は疑問の余地があるのではないか。それに、株主代表訴 関等を実質的に同一として扱うおそれがあり、理論的に しないにもかかわらず、責任を肯定すると法人とその機 義務類型の事案について、取締役自身の不法行為が成立 との反論もあろう。しかしながら、10判決のような監視 三者保護を図る必要性はあまりないのではないか。もち 大きな場合には使用者である会社自体に賠償能力がある 一三〇七号一一七頁参照)。 ステム技術事件・最一小判 に考えると、取締役の監督義務違反の事案により、直接 標』(商事法務、 とくに、 相澤哲ほか 一九八四年)二九五頁以下参照。ただし、このよう わざわざ取締役の責任規定を拡張してまで第 企業規模が大きな場合、 『論点解説 新会社法―千問の道 二〇〇六年)五七八~五七九頁。 しかしながら、 (平二一・七・九判例タイムズ たとえば、 企業規模が 日本シ (10)判決

(みなみ けんご)

(48)保険業法五三条の三五第一項、中小企業等協同

項、商店街振興組合法五一条の二第一項等。条の六第八項、農業協同組合法三五条の六第八組合法三八条の三第一項、水産業協同組合法三九

49

林良平ほか編『新版注釈民法 (二)』(有斐閣

(50) なお、本稿は平成二二年九月四日に開催された北海道大学労働判例研究会参加者からさまざま北海道大学労働判例研究会参加者からさまざまな意見を頂戴した。ここに記して感謝申し上げる。また、本稿は、平成二二年度―二五年度 4 学研究費補助金若手研究(B)(課題番号・科学研究費補助金若手研究(B)(課題番号・科学研究費補助金若手研究(B)(課題番号・利学研究費補助金若手研究(B)(課題番号・利学研究費補助金若手研究(B)(課題番号・利学研究費補助金若手研究(B)(課題番号・制学研究費補助金若手研究(B)(課題番号・記述の表表のである。

(17)

取 締役 の労働者に対する損害賠償責任についての裁 判 例 覧

健悟 小樽商科大学商学部企業法学科准教授

用

1 会社の労働法違反行為

労働判例九七九号一六頁 田和観光事件・大阪地判平二一・一五

述べて、請求を一部認容した。
二八〇条一項にもとづき損害賠償責任を追及し二八〇条一項にもとづき損害賠償責任を追及し監査役に対して旧商法二六六条ノ三第一項、監査役に対して旧商法二六六条ノ三第一項、かったことを理由に、労働者が取締役およびかったことを理由に、労働者が取締役およびかったことを理由に、労働者が取締役および

うべきである。 悪意又は重過失により、 も包含すると解すべきである……。……Y1 でなく、 取引行為など財産的範疇に属する任務懈怠だけ 務ないし忠実義務は、 て割増賃金を支払わせる義務を負っているとい に労働基準法三七条を遵守させ、被用者に対し する善管注意義務ないし忠実義務として、 めるのが相当である。 れるべき労働基準法上の履行に関する任務懈怠 条一項)にいう取締役及び監査役の善管注意義 一株式会社の取締役及び監査役は、 会社の使用者としての立場から遵守さ ……商法二六六条の三(二八〇 会社資産の横領、 ……Y以外の被告らは、 上記任務を怠ったと認 会社に対 背任、 会社 は

で代表取締役以外の取締役および監査役について代表取締役以外の取締役および監査役については、昭和観光をして原告に対し上記未払いの割増賃金の支払いをである。」として代表取締役以外の取締役および監査役に就任している以上、昭和観光をして代表取締役以外の取締役および監査といる原告らに対する割増賃本件で問題とされている原告らに対する割増賃

本件では、取締役らには会社に労基法違反 大三○号四三頁)。 本件では、取締役らには会社に労基法違反 大三○号四三頁)。。。。。。。 本件では、取締役らには会社に労基法違反 本件では、取締役らには会社に労基法違反 本件では、取締役らには会社に労基法違反

平一〇・一〇・三〇労働判例七五六号六七頁(2) ヒノヤタクシー事件・盛岡地判

シー車両の割当て、長距離配車の担当外等)を合の組合員と比較して、不利益な取扱い(タク本件は、YIが原告組合の組合員に対し、別組

ノ三第一項の責任を認めた。 して、以下のように述べて、旧商法二六六条の一部取締役につきその監視義務違反があった した被告取締役と2らに共同不法行為責任、他 した被告取締役と2らに共同不法行為責任、他 として、以下のように述べて、旧商法二六六条 が取扱いを行なったことにつき、被告会社の不 が取扱いを行なったことにつき、被告会社の不 が取扱いを行なったことにつき、被告会社の不

当該不法行為に対する監視義務違反を理由に商 Yº、Y³及びY4の不法行為について監視を怠っ ること等に照らせば、Yoには、少なくともYo 担当が労務対策ではないとしても、 懈怠がないとされているものの、 取締役であったことなどを理由に、 条ノ三に基づく損害賠償義務を負う」とした。 加しており、Yの常務という重要な立場にあ てYの経営や労務対策に関する協議に実質的 に直接関与した取締役らには共同不法行為責任 に損害賠償請求されていたが、いずれも名目的 た重大な過失があり、Nらに対して商法二六六 分会に対する賃率の引下げに関する協議にも参 に関与しており、実際、平成五年四月のヒノヤ 本件では、 「Y5は、前記認定のとおり、その主たる業務 他の取締役も監視義務違反を理由 不当労働行為 取締役とし 監視義務の

法二六六条ノ三にもとづく責任を負うとした。

平一二·一一·一五労働判例八〇〇号三一頁 3 大和交通(損害賠償)事件・奈良地判

「本件不誠実団交や本件ピケを契機としたX」「本件不誠実団交や本件ピケを契機としたX」「本件不誠実団交や本件ピケを契機としたX」「本件不誠実団交や本件ピケを契機としたX」

として責任を否定した。ていたということから悪意または重過失がない行為が会社の基本方針から適法であると認識しあり不法行為責任を負うとされたものの、当該本件では、前記行為が会社の不当労働行為で

労働判例八一七号二一頁 東豊観光事件・大阪地判平一三・一〇・二四

本件は、Yの代表取締役Yの出した社告等

べて、責任を認めた。 べて、責任を認めた。 で、組合の弱体化を企図したものと考えられる で、組合の弱体化を企図したものと考えられる その組合員に経済的不利益を与えることによっ その組合員に経済的不利益を与えることによっ として、YiおよびY2につき、以下のように述 として、YiおよびY2につき、以下のように述 として、YiおよびY2につき、以下のように述

「Y2は、不当労働行為として、X1を除くX2らの賃金を低く抑えてきたものであり、その行為は、違法であり、不法行為をも構成する。そこは、違法であり、不法行為をも構成する。そこについて、商法二六一条三項、七八条三項、民について、商法二六一条三項、七八条三項、民について、商法二六一条三項、七八条三項、民について、商法二六十条ノ三第一項により、また、Y2も、商法二六六条ノ三第一項により、また、Y2も、商法二六六条ノ三第一項により、また、Y2も、商法二六六条ノ三第一項により、また、Y2も、商法二六六条ノ三第一項による損害について、Y2も、商法二六六条ノ三第一項による損害を民法七〇九条ではなく、旧商法二六六条ノ三等の項にもとづいて認めた。

2 会社の安全配慮義務違反(労災民訴を含む)

本件は、純粋な労働事件とは言い難いが、身平一五・三・二四判例時報一八三一号三頁5 滋賀・知的障害者虐待事件・大津地判

体障害者ないし知的障害者である労働者が代表

締役Yの責任を認めた。 で、大津地裁は、以下のように述べて、代表取件のもとで作業強制等をさせられたという事案 取締役Y2による暴行等を受け、劣悪な労働条

「Y2は、Xらに対し、労基法に違反するよう「Y2は、Xらに対し、労悪な環境と作業状況の中でな長時間労働を、劣悪な環境と作業状況の中でさせ、その間に原告らに生じた健康上の問題にさせ、その間に原告らに生じた健康上の問題にこれらのY2のXらについて劣悪な食事、設備及び衛生であり、Y2は、商法二六六条ノ三第一項に基づき、これらの違法行為によりXらが被った損害を賠償すべきである。」

として、損害賠償責任を認めている。れ被告代表取締役の不法行為(民法七〇九条)働者の預金を横領した行為については、それぞのお、本件では労働者に対する暴行および労

平一五・四・四労働判例八五四号六四頁(急性心臓死損害賠償)事件・大阪地堺支判の 南大阪マイホームサービス

うに述べて、会社Υ₁および代表取締役Υ₂の責て死亡した事案で、大阪地裁堺支部は以下のよホーム工事会社の労働者Aが急性心臓病によっ本件は、拡張型心筋症の基礎疾患を有するリ

任を認めた。

Y2 は、 ある から、 判決,民集五四卷三号一一四五頁参照)。 者は、その職務として、使用者の上記注意義務 身の健康を損なうことがないよう注意する義務 蓄積して当該労働者の基礎疾患を増悪させ、 業務の遂行に伴う披露や心理的負荷等が過度に 任を負うことになる。」 条三項、七八条二項、民法四四条一項による責 の職務上の不法行為につき、Y」は、商法二六一 そして、Yzは、Y1の代表取締役であるから、 Aの死亡という結果を招いたというべきである に対する健康配慮義務に違反したことにより、 また、Y2は、取締役としての任務を懈怠し、 法行為(民法七○九条)による責任を免れない。 というべきである。……したがって、 (2) の注意義務に違反した過失が認められる 務を課していたのであるから、Yzには、上記 すらせず、漫然とAに前記のような過重な業 を誠実に遂行する必要があるものというべきで を負うと解するのが相当であり、使用者の代表 事させる業務を定めてこれを管理するに際し、 「⑵……使用者は、その雇用する労働者に従 Aの業務の軽減の必要性について何ら検討 (最高裁平成一二年三月二四日第二小法廷 B医師から上記意見を聴取することもな 商法二六六条ノ三による責任も免れない。 Y₂は、不 そ Α

遂行する必要があるとしたうえで、それに違反表取締役は、その職務として当該義務を誠実にここでは、会社は健康配慮義務を負うが、代

ーー八頁 水戸地判平一六・三・三一判例時報一八五八号(7) 茨城セクハラ(段ボール加工会社)事件・

条ノ三にもとづく責任が争われたものである。 二六六条ノ三第一項と同旨の旧有限会社法三〇者に対する損害賠償責任を認めた。本件は商法裁は、以下のように述べて、代表取締役の労働役社長に性的暴行を加えられた事案で、水戸地へ件は、知的障害者である労働者が代表取締本件は、知的障害者である労働者が代表取締

る。 的苦痛に対する賠償責任を負うものと認められ 社法三〇条ノ三に基づき、従業員に与えた精神 業員に対して、商法二六六条ノ三ないし有限会 業員に対し損害を与えた場合には、 えたり、 身体的暴行を加えたり、強姦等の性的被害を与 負う取締役本人が、従業員に対し殴る蹴る等の 務があるものと認められる。このような義務を 全かつ平穏に労働し生活し得る環境を整える義 社における取締役は、会社に対し、 社に対する上記義務違反といえ、その結果、 「従業員を寮に住まわせて労働させている会 従業員を侮辱する発言をすることは会 取締役は従 従業員が安 従

ここでは、取締役は会社に対して従業員が安

もとづく損害賠償責任を負うとする。
(平成一七年廃止前有限会社法三○条ノ三)に害を与えた場合は、旧商法二六六条ノ三第一項負っており、その義務に違反して、従業員に損全かつ平穏に労働しうる環境を整える義務を

8 おかざき事件・大阪高判平一九・一・一八

本件は、かばん卸売会社の専務取締役Aが出会社りおよび代表取締役との責任が認められた事案である。大阪高裁は、以下のように述べた事案である。大阪高裁は、以下のように述べた事案である。大阪高裁は、以下のように述べた事案である。大阪高裁は、以下のように述べた事業である。

領、 役の地位の重要性にかんがみ、 立場から遵守されるべき被用者の安全配慮義務 対する善管注意義務は、ただに、会社資産の横 占めるものであり、ここにいう取締役の会社 における労使関係は企業経営に不可欠な領域を をもって規律の対象とするものであるが、そこ 本来、商法は商又は商事として定める法律事実 特別に取締役に課した法定責任であるところ、 怠によって当該株式会社が第三者に損害を与え た場合には、第三者を保護するために、 任務懈怠ばかりでなく、 「旧商法二六六条の三は、株式会社内 背任、取引行為という財産的範疇に属する 会社の使用者としての 取締役の職務懈 法律上 ,の取

業務執行すべき注意義務を負担しながら、 が適宜適切に安全配慮義務を履行できるように 過重性についても認識し得たのであるから、 出張の実態について十分に認識し、その労務の のであると認められる。 あるΥの業務執行を通じて実現されるべきも れら安全配慮義務は、唯一、どの代表取締役で Yıの規模・陣容、Aの職務内容に照らせば、こ 防止すべき安全配慮義務を負っていたところ、 担を適宜軽減してAの生命、健康被害の危険を にかんがみ、勤務時間を適切に管理し、 として代表取締役の責任を認めた。 な過失によりこれを放置した任務懈怠があ」る の履行に関する任務懈怠をも包含すると解する が相当である。YはAに対し、その健康状態 休日等の取得状況、これに引き続く北陸 :: Y₂ は、 Aの勤務 業務負 重大 Y_1

代表取締役個人も責任を負うことを認める。者が損害を被った場合には、会社だけではなく怠)を構成することがあり、それによって労働を履行させる義務違反(会社に対する任務懈に代表取締役による会社に対して安全配慮義務本件でも、会社の安全配慮義務違反は、同時

平二〇・七・二九労働判例九七六号七四頁名神タクシーほか事件・神戸地尼崎支判

て、会社Y1だけではなく代表取締役Y2個人の事案で、神戸地裁尼崎支部は以下のように述べ中に脳梗塞を発症し、後遺障害が残ったという本件は、タクシー乗務員である労働者が業務

責任を認めた。

Yに上記安全配慮義務違反があることは明らか 期健康診断受信状況及びXのYに対する労働時 たものと認められるところ、XのYにおける定 する義務を負っているというべきである。 時間及び休日等について適正な労働条件を確保 健康を損なうことがないよう、労働時間、 に対し、業務の遂行に伴い被用者にかかる負荷 は周知のところであるから、使用者は、 と労働者の心身の健康を損なう危険があること るところ、疲労や心理的負荷が過度に蓄積する 労働者の生命及び身体を危険から保護するよう を懈怠したものと認められる。」 ものと認められ、Y2は、重過失により上記義務 態及び労働時間を容易に把握することができた 間の申告状況等に照らし、Yは、原告の健康状 保されるよう管理する職務上の義務を負ってい として、その被用者につき適正な労働条件が確 時、Yの代表取締役であり、 である。また、Y2は、原告の本件脳梗塞発症当 が著しく過重なものとなって、被用者の心身の 配慮すべき義務(「安全配慮義務」)を負ってい 使用者は、 雇用契約上の信義則に基づき、 被告会社の代表者 被用者 : 休憩

負うことを認める。 食いでは、二六六条ノ三第一項にもとづく責任を義務に違反して労働者に対して損害を与えた場務履行の相手方は判決文からは不分明)、その保するような管理義務を負っていたとして(義保するような管理義務を負っていたとして(義

が一大庄ほか事件・京都地判平二二・五・二五

Yに対しては安全配慮義務違反を理由に損害賠 役の地位の重要性にかんがみ、取締役の職務懈 理由に、会社法四二九条一項にもとづき損害賠 が急性心不全により死亡した事案で、 がって、 び店舗本部であったということができ、a店に を管理すべき部署は、管理本部の人事管理部及 解するのが相当である。YIにおいては、 に損害を与えた場合には同条項の責任を負うと 取締役は、会社に対する善管注意義務として、 関係は企業経営について不可欠なものであり、 特別に取締役に課した責任であるところ、労使 怠によって当該株式会社が第三者に損害を与え 以下のように述べて、取締役の責任を肯定した。 償請求した事案である。本件で、 ための適切な体制を構築していなかったことを 対しては労働時間が過重にならないようにする 償請求をし、そして、会社の取締役Yら四名に 長であったY5や、 その下部の組織もそれにあたるといえる。した ついては、そのほか、店舗本部の第一支社及び 定の被告会社の組織体制からすると、 配慮すべき義務を負い、それを懈怠して労働者 会社の使用者としての立場から労働者の安全に た場合には、第三者を保護するために、 「会社法四二九条一項は、株式会社内の取締 本件は、飲食店を経営する株式会社の労働者 人事管理部の上部組織である管理本部 店舗本部長であった被告Y3 京都地裁は、

Yも、労働者の生命・健康を損なうことがないような体制を構築すべき義務を負っていたといような体制を構築すべき義務を負っていたといがないような体制を構築すべき義務を負っていたといがないような体制を構築すべき義務を負っていたといがないような体制を構築すべき義務を負っていたといたということができる。」

る安全配慮義務という形をとっていない。う形で認定されており、取締役の労働者に対す役の任務懈怠が健康配慮体制構築義務違反とい本件では、従来の裁判例とやや異なり、取締

3 取締役の詐欺行為の事案

三三頁 横浜地判平一二·三·二二判例時報一七三一号 刊 損害賠償等請求(英語教室運営会社)事件・

認めた。 本件は、Y1らが従業員から社内預金名目で金 を働かせた事案で、Y2はY1らの職務行為を監視 監督する義務に違反したとして、以下のように 監督する義務に違反したとして、以下のように については商法二六六条ノ三にもとづく責任を については商法二六六条ノ三にもとづく責任を については商法二六六条ノ三にもとづく責任を

取締役の第三者責任として、……損害賠償金及失があったと認めるのが相当である。よって、る右詐取を漫然と看過したことについて、重過たと認められる。以上によれば、Y2は、Y1によよる社内預金名目の詐取について容易に知り得よる社内預金名目の詐取について容易に知り得

とした。
がこれに対する遅延損害金の支払義務を負う」

案であると言えよう。めた事案である。その意味で、2判決類似の事監視義務を重過失により怠ったとして責任を認本件は、他の取締役の不法行為についてその

4 解雇の事案

| 平一一・一・一七労働判例七八六号五六頁|| 浅井運送(損害賠償請求)事件・大阪地判

本件は、会社の破産申立てにともなって高原本件は、会社の破産申立てにともなって高層のに作出し、被告取締役Yらに事業継続義高図的に作出し、被告取締役Yらに事業継続義ることを理由に取締役に対して第三者責任を追ることを理由に取締役に対して第三者責任を追ることを理由に取締役に対して第三者責任を追及した事業である。それに対して、大阪地裁は以下のように述べて、いずれの義務違反があることを理由に取締役として責任を否定した。

「浅井運送が、……意図的に破産原因を搾取「浅井運送が、……意図的に破産原因を搾取を財産を清算することが予定されているのであるから、企業が存続することを前提とする整理を財産を清算することが予定されているのであるから、企業が存続することを前提とする整理を財産を清算することが予定されているのであるから、企業が存続することを前提とする整理を対したものであるということはできない。……浅とはできない。……浅にがあったとまでいうことはできない。……浅と対しているのであるから、企業が存続することを前提とする整理を対した。

解雇の法理は適用されないというべきである。解雇の法理は適用されないというべきである。…… 特別の大学では、そもそも会社による解雇自体に違本件では、そもそも会社による解雇自体に違本件では、そもそも会社による解雇自体に違法性がなく、よって取締役の対第三者責任も認法性がなく、よって取締役の対第三者責任も認法性がなく、よって取締役の対第三者責任も認められないとした。

5 取締役の経営の失敗の事案

昭五七・一二・二四労働判例四〇二号四〇頁の布施自動車教習所事件・大阪地判

以下のように述べて、Yらの責任を認めた。以下のように述べて、Yらの責任を追及した事案で、大阪地裁はの、賃金等を支払うことができなくなったとしり、賃金等を支払うことができなくなったとしり、賃金等を支払うことができなくなったとしり、賃金等を支払うことができなくなったとしり、賃金等を支払うことができなくなったとしり、賃金等を支払うことができなくなったとしり、賃金等を支払うことができなくなった。

役としての任務を怠り、Xらに……損害を被ら 過失により、布施教習所の代表取締役乃至取締 は暫く措くとしても、Yらは、悪意又は重大な らず、また、在籍教習生の転退校の措置をとっ うとすれば、Yらが右入所受付再開の措置をと とができなくなったものというべきである。そ 額や、昭和五三年四、五月分の賃金を支払うこ り、また、そのために、 て、多額の費用を支出したものというべきであ とらず、 ろ、Yらは、その一致した意思に基づく悪意又 所の収入をはかる措置をとるべきであったとこ 義務がある」とした。 の三により、Xらの被った右損害を賠償すべき せたものというべきであるから、 たことが、民法上の不法行為を構成するか否か 債務を負担するに至り、Xらの夏季一時金の残 に放置し、しかも在籍教習生の転退校をはかっ は重大な過失により、右入所受付再開の措置を 入所受付再開の決議をするなどして、 に決定した入所受付停止の措置をやめ、 布施教習所の収入の途を閉ざしたまま 布施教習所は、多額の 商法二六六条

本件では、取締役は会社の経営を失敗したこ 本件では、取締役は会社の経営を失敗したこ を を は り ことができなくなったことを任務懈怠とし と により 事業を廃止せざるをえなくなり、また、 と により 事業を 廃止せざるを えなくなり、また、

労働判例六一一号八二頁 アキ企画事件・大阪地判平四・一・二七

本件は、酒場・ラウンジを営む株式会社Yi 本件は、酒場・ラウンジを営む株式会社Yi 本件は、酒場・ラウンジを営む株式会社Yi 本件は、酒場・ラウンジを営む株式会社Yi

役の地位にある以上、 解される。Y。の形式的な代表取締役に過ぎず、 適用により、Xに対し右損害賠償責任を負うと いうべきであるから、 り、その結果、Xに対し前記損害を被らせたと 実上の代表者としてどに対し負う忠実義務を怠 Yaは、故意または重大な過失によって、Yiの事 産状態に陥らせたと認められる。 維持・再建の意思をも放棄し、タィを事実上の倒 むなきに至らしめ、ついにはゴールデンドアの 対し給料等の不払を頻発し、Xをして退職の止 ま、改善の手段を講じることもなく漫然と営業 行をなすべき義務を免れないところ、 を続け、累積赤字を増大させたばかりか、Xに しながら、ゴールデンドアの経営が不良なま 「Y2は、Y1の事実上の代表者として全権を有 の従業員と目されるが、代表取 Yıの適正な運営、 商法二六六条の三の類推 以上によると 故意また

対し、商法二六六条ノ三第一項の類推適用にXに生じた前記損害を賠償する責任を負う。」型したのであるから、商法二六六条の三によりは重過失により、どの前記違法な業務執行を放は重過失により、どの前記違法な業務執行を放

本件では、事実上の代表者であった監査役に 本件は、事実上の代表者であったY2の放漫経 本件は、事実上の代表者であったY2の放漫経 本件は、事実上の代表者であったY2の放漫経 本件は、事実上の代表者であったY2の放漫経 本件は、事実上の代表者であったY2の放漫経 をはいて会社が事実上の代表者であった監査役に

労働判例七七〇号一二〇頁サービス事件・東京地判平一一・七・一三ジ・リンガラマ・エグゼクティブ・ラングェージ・

否定した。 本件は、語学研修業を営む株式会社Y1の従業員Xが賃金の未払分、解雇予告手当および残業員Xが賃金の未払分、解雇予告手当および残業員Xが賃金の未払分、解雇予告手当および残業員Xが賃金の未払分、解雇予告手当および残業員Xが賃金の未払分、解雇予告手当および残業員Xが賃金の未払分、解雇予告手当および残業員Xが賃金の未払分、解雇予告手当および残業員Xが賃金の未払分、解雇予告手当および残業員Xが賃金の表別である。

まったためであるとも考えられ、したがって、Yが被告代表者として決断して自ら行ったことであり、いわば被告代表者自身による違法行為であり、いわば被告代表者自身による違法行為であるとの主張に対しては)YがXに対し賃金のは、それを支払うだけの資金が承に対しては)が数に対して自ら行ったこと「(賃金の未払分等を支払わないのは、被告

YがXに対し賃金未払分、解雇予告手当及び残いがXに対し賃金未払分、解雇予告手当及び残いできない。」「(Y2が経営者としてY1は倒産とはできない。」「(Y2が経営者としてY1は倒産にとはできない。」「(Y2が経営者としてY1は倒産したことをせずに当然の結果としてY1は倒産したことをせずに当然の結果としてY1は倒産したことを認めることはできない。Yが経営者としてなすべきことを記めることはできない。Y2が経営者としてなすべきことをしてなかったことを認めることはできない。Y2が経営者としてなすべきことをしてが、解雇予告手当及び残とした。

前者については、本件解雇が違法行為であとの主張に対して、代表取締役の違法行為であとの主張に対して、代表取締役の違法行為であとの主張に対して、代表取締役の違法行為であき、後者の主張は、経営の失敗によって会社が事実上倒産に至った結果、賃金未払等が発生し、事実上倒産に至った結果、賃金未払等が発生し、の主張に対してもいずれの責任も認められないの主張に対してもいずれの責任も認められないとした。

る任務違背があったというべきである。」

平一七・五・一八労働判例九〇五号五二JT乳業事件・名古屋高金沢支判

(16)

よって生じた損害について代表取締役Yに対し会社が解散に至ったため、従業員らが解散にための体制を代表取締役が構築しなかったため、本件は、従業員等による牛乳の再利用を防ぐ

うに述べて、 事案である。 させ法令違反状態が解消されたこと等を確認し である。そして、上記職責を有するYとしては て旧商法二六六条ノ三にもとづき賠償を求めた る。ところが、……Yには、上記職責に違反す くべき義務があったというものというべきであ 法な牛乳から牛乳への再利用をしない体制を築 を指示するなどの指揮監督権限を行使して、 る状態が残存する場合には、自ら速やかに是正 仮になお法令に適合しない再利用がなされてい 下が取った措置の内容及びその結果を適宜報告 分担に従ってこれを部下に任せるとしても、 上記措置を自ら講ずることなく、 体制を構築すべき職責があったものというべき ……法令を遵守した業務がなされるような社内 「Y は、 ……本件会社の代表取締役として、 代表取締役Yの責任を認めた。 名古屋高裁金沢支部は、 会社内の職 以下のよ

かで判断されている。

以上の裁判例は、会社が倒産したために賃金以上の裁判例は、会社が倒産したために賃金が悪意または重過失による善管注意義務違反・で明き起こされたか否かによって責任の可否がで悪意または重過失による善管注意義務違反によっな事業について、その倒産が取めで判断されている。